

常勤理事の在任期限に関する規程

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成12年 4月 1日制定

平成15年 4月 1日改正

平成17年 4月 1日改正

平成19年12月27日改正

平成21年12月10日改正

平成23年 6月 9日改正

平成25年12月 4日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「当協会」という。）の常勤理事の在任期限について定めるものとする。

(常勤理事)

第2条 当協会の常勤理事とは、事務局に常勤する業務執行理事、常務理事、専務理事をいう。

(業務執行理事で部長事務取扱を行う者の在任期限)

第3条 業務執行理事で部長事務取扱を行う者の在任期限は、原則として、満63歳の誕生日後、直近6月に開催される「定時評議員会」の日までとする。但し、6月末までに満63歳の誕生日を迎える者は、同月の評議員会の終結をもって退任とする。第4条及び第5条における在任期限の取扱いも同様とする。

(理事・事務局長及び常務理事の在任期限)

第4条 業務執行理事・事務局長の在任期限は、原則として、満63歳の誕生日後、直近6月に開催される「定時評議員会」の日までとする。

2 常務理事の在任期限は、原則として、満64歳の誕生日後、直近6月に開催される「定時評議員会」の日までとする。

(専務理事の在任期限)

第5条 専務理事の在任期限は、原則として、満65歳の誕生日後、直近6月に開催される「定時評議員会」の日までとする。

(常勤理事の在任期限の条件付延長)

第6条 本規程第3条及び第4条の規定にも拘らず、常勤理事の在任期限は、当協会業務上の必要性、当該理事の能力・意欲・健康状態などを総合的に判断し、理事長が延長を相当と認めた時は、満65歳の誕生日後、直近6月に

開催される「定時評議員会」の日まで延長できる。なお、この場合、6月末までに満65歳の誕生日を迎える者は、同月の評議員会の終結をもって退任とする。

(常勤理事の在任期限前の辞任の取扱い)

第7条 常勤理事の在任期限前に、本人から辞任の申し出があった場合は、それを妨げない。

2 前項により理事定数に足りなくなる時は、辞任の申し出後も、後任者が就任するまでの間は、当協会の一般理事としての権利義務を有することとする。但し、無報酬とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃手続は、別に定める「諸規程管理規則」(平成21年3月24日制定)第4条(3)(=常勤理事会の議を経て専務理事決済をもって行う)に拘わらず、常勤理事の利害に関わる事項であることから、理事会の議を経ることを要する。

(委任)

第9条 実質的な変更を伴わない改正及び事務的事項の取り扱いに関しては、専務理事に委任する。

付 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この内規は、平成19年12月27日から施行する。
- 2 今回の改正で、第3条第2項として理事の在任期限の延長、第4条として理事・事務局長の在任期限、第6条第2項として65歳以降に任期満了を迎える専務理事の任期の取り扱い、について新たに規定するとともに、内規の名称(従来は、「(財)日本容器包装リサイクル協会の常勤役員に関する人事事務処理内規」)を改めた。

付 則

この内規は、平成21年12月10日から施行する。但し、第3条（理事で部長事務取扱を行う者の在任期限）並びに第4条（理事・事務局長及び常務理事の在任期限）及び第5条（専務理事の在任期限）の規定条文中、常勤理事の任期満了日となる6月に開催される「定時評議員会」は、当協会が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める新法人格取得後の設立登記の日から適用する。それまでの間の、常勤理事の在任期限は従来の規定に拠り、退任の該当年齢に達した年度末日までとする。

付 則

- 1 この内規は、平成23年6月9日から施行する。
- 2 今回の改正で、特例財団法人時代の専務理事、常務理事、その他の業務執行理事の退任時期が退任年齢に達する年度末（3月末）であったものが、公益財団法人に移行した以降は、定款との整合性を勘案し、業務執行理事の退任時期が退任年齢に達した後、直近6月に開催される定時評議員会までである旨を明記した。

付 則

- 1 この規程は、平成25年12月4日から施行する。
- 2 今回の改正で、常勤理事の在任期限を条件付で65歳まで延長できるように改正するとともに、従来の内規の取扱いをやめ、名称も規程とし、併せて、改廃手続きは理事会で行う事とした。